The relationship between food education and psychology (Part6):

The present state of food education through the white paper

林 昭志 Havashi Sho.ii

要旨

本研究では、まず食育白書などを参照しながら、食育基本法制定の背景、食育推進基本計画、 関係機関・関係者の連携、学校や保育所での食育の推進、具体的取組内容、今後の課題などの 食育推進の制度を分析した。次に我が国の食の現状、食育推進基本計画の達成状況を分析した。 また学校教育法と食育について解説した。また保育所における食育の取組、保育指針や食育の 計画のガイドラインや食育の指針を論じた。

キーワード:食育、白書、食育推進基本計画、学校給食法、保育指針

1. 食育推進の制度について

本稿では食育白書などを通してみえてくる食育の現状を考察し、今後の食育の課題を考察する。まず食育推進の現状を理解して今後の課題を考察する。本稿では、近年の食育の動向を調査するために、まずは、主として、平成23年版、平成25年版の食育白書を用いながら食育の現状を把握することとした。

①食育基本法制定の背景

平成23年版の食育白書(内閣府編集)では、まず「第1部 食育推進施策の現状と課題」の中の「第1章 食育推進施策等の現状」で、「第1節 食育推進施策の基本的枠組みと動向」が書かれている。

そこでは食育基本法が公布された背景として、「近年の我が国の食をめぐる状況の変化に伴う様々な問題に対処していくため、平成17年6月、〈食育基本法〉が公布された。」そして同年「7月に施行された。」とある。このように食育基本法の制定の背景には、現代の日本人の食生活の

変化への危機感があるといえる。

また平成25年版では「食育は、生きる上での基礎」であり、「知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられ」ている。このことは、保育、教育においても忘れてはならないだろう。

②内閣府による5年ごとの計画の作成(食育推進基本計画)

「食育基本法では、内閣府に設置される食育推進会議が食育推進基本計画を作成することが 定められて」いる(第26条第2項)、とある。

つまり食育推進のための計画は、内閣府の中に設置する、食育推進会議が作成するということである。また食育推進基本計画は、これまでの成果と課題を踏まえて、5年ごとに作成される。

また「食育に関する施策の推進体制」として、「内閣府は、食育推進会議の庶務を含め、食育の推進を図るための基本的な施策に関する企画、立案及び総合調整の事務を担っている。」とある。つまり食育推進に関して、内閣府がまとめ役・調整役・企画立案のためなどの事務を行うということである。

③関係各省庁、関係機関、関係者などとの連携

また「食品安全委員会、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等の関係各省庁との連携を図り、政府として一体的に食育の推進に取り組んでいる。」とある。

つまり、食育推進の中心となっているのは内閣府であるが、食品安全委員会、消費者庁、文 部科学省、厚生労働省、農林水産省等の関係各省庁と協力しながら、食育推進施策を進めてい くということである。

また「国、地方公共団体による取組とともに、学校、保育所、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の様々な立場の関係者の緊密な連携・協力がきわめて重要」としている。だから、食育推進施策は、国民(家庭・学校・保育所・保健所・農林漁業者・ボランティア団体・食品関連事業者など)と協力しながら行うものである。

特に学校や保育所・都道府県・市町村などは、食育基本法にあるように、食育推進の役割を担うこととなっている。たとえば国の責務は第9条に、地方公共団体の責務は第10条に、教育関係者の責務は第11条に記されている。特に都道府県と市町村は、それぞれ第17条と第18条で、推進計画の作成に努めること、また第32条と第33条で、推進会議を置くことができる、となっている。

④学校や保育所での食育の推進

また平成20年6月の学校給食法の改正において、学校給食の充実を通して、学校における食育の推進を図ること、などが明記された。

また小中学校の学習指導要領の総則にも食育の推進が明記された(「体育・健康に関する指導」 として、体育(保健体育)科・家庭(技術家庭)科・特別活動などの時間も使いながら、「学校

の教育活動全体を通じて」行い、「家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない」こととされた。)。また平成21年4月施行(2008年告示)の保育所保育指針においても、食育が取り上げられるようになった(林、2012)。

このように学校や保育所は食育と無縁ではないことは明白である。特に学校給食法の改正は 食育基本法との整合性が図られている。

⑤具体的取組内容

次に「食育推進施策の展開」としての具体的な取組みについては、以下のようなものがある。

- 1) 毎年6月を食育月間と定め、食育推進全国大会の開催、都道府県や政令指定都市での取組みを行う。
- 2)総合的な情報提供。(ポスター・リーフレット・パンフレットの作成・配布、ホームページ、 広報活動など。食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省がそれぞれ取り組 んでいる。)
- 3)表彰の実施。(内閣府の「食育推進ボランティア表彰」。平成22年度は団体・個人あわせて 64の推薦があり、そのうちから10の団体(個人)を表彰した。平成24年度は77団体と5個人 の合計82の推薦があり、11の優秀事例に対し、第7回食育推進全国大会において食育担当大 臣から表彰を行った。平成25年度は第8回食育推進全国大会において表彰、の予定とある。 総務省の「過疎地域自立活性化優良事例表彰」、文部科学省の「学校給食優良学校等(学校 と共同調理場)」・「学校給食功労者」、など。)

⑥今後の課題~これからの計画と活動のための評価

このように食育推進施策は、これまでも食に関係してきた省庁(農林水産省、厚生労働省、 文部科学省、内閣府の食品安全委員会など)が、様々な事業をそれぞれ展開している。今後は 内閣府が独自の施策を推進し、総合的に調整する役割を果たすことになった。

ただし、こうした食育推進施策はこれまでに学校や保健所・保育所などで行ってきた食に関する啓蒙活動とは大きな違いがあるのか、それともこれまで蓄積してきた活動・事業を発展的に継承しようとしていると捉えてよいのか、という点については、特に明確にしているようにはみえないので、これまでの活動を今どのように評価すれば、今後の食育推進のためになるのか、これまでの実践・活動を正しく評価して、現状を把握した上で、今後につなげていくべきであろう。

2. 我が国の食の現状

次に「第2節 食をめぐる意識と実践の現状」においては、平成23年度版の食育白書では、平成22年12月の「食育の現状と意識に関する調査」、平成25年度版の食育白書では、平成24年12月の「食育に関する意識調査」、(いずれも内閣府のもの)がそれぞれ報告されている。以下に

この調査結果の概要を述べ、考察する。

①食育を知っているか

食育の「言葉を知っていた」のは、平成23年度版(平成22年度調査)は、74%ほどで、そのうち食育の「言葉も意味も知っていた」のは44%だった。平成25年度版(平成24年度調査)は、77%(45%)に少し上昇した。平成17年調査では、52%(26%)ほどだったので、その頃よりは大きく上昇したが、近年の伸びは大きくはない。

ちなみに、これは林(2009)が、食育という言葉を聞いたことがあるが、正確な意味まではわからない、という回答が多かった結果と一致する。食育という言葉の意味が深いということであろう。

②朝食を食べるか

平成23年版では、朝食の頻度については「ほとんど毎日食べる」が全体では85%ほど(「週に4~5日食べる」は、3.5%)である。多くの人が朝食を食べているといえる。しかし20~29歳男性で57%ほど(ちなみに「ほとんど食べない」は18.7%)、20~29歳女性で71%ほどで、他の年代に比べて最も低くなっている。また5年間で朝食頻度が変化したかについては、約9割が「変わらない」としている。

林(2011)が述べたように、日本人の朝食の歴史や個人差もあるが、20代、30代が他の年代 に比べて低いという年齢差があるので、今後の調査や継続的な追跡などにもとづく考察が必要 である。

また、子どもの朝食欠食率は1.5% (平成22年度、小学5年生) ほどであり、大変少ない。ただし目標は0%である。

③家族と食べるか

平成23年版では、朝食を家族と一緒に「ほとんど毎日食べる」は50%ほど、「ほとんど食べない」は25%ほど、夕食を家族と一緒に「ほとんど毎日食べる」は56%ほど、「ほとんど食べない」は9%ほど、だった。

こうした「共食」は「家族とのコミュニケーションを図ることができる」し、「楽しく食べることができる」など、利点が多く挙げられた。

平成25年版では、それぞれ、53%、21%、60%、6%ほど、と少しずつ改善している。女性の方が、男性よりも、家族と一緒に食べる頻度が高い傾向がある。

また平成23年版では、「家族との食事の頻度と共食の態度及び家族の状況との関係」では「私が健康や食生活をより良くすることに、家族は協力的である」・「家族と一緒に食事をすることは楽しい」と「夕食の共食頻度」との関係があった。

このことから考えられることは、家族同士の人間関係が良い人や、家族の健康を考えたり、 家族と食に対する意見が一致したりする人ほど、夕食の「共食」が多いということである。し

たがって食育のためには「夕食を家族と一緒に食べよう」と啓蒙するだけでなく、夕食のための時間的余裕を作ることと同時に、「健全な家族」「仲の良い家族」「協力的な家族」を目指した取組が必要であろう。また、家族関係が良いから共食をするというのも事実である一方で、共食をするから家族関係が良くなる、というのも事実であろう。今後の食育推進施策においてもこうした家族の課題を取り上げていくことが大切であろう。

平成25年版では、平成23年版と調査内容が変更されており、これと同じ調査項目はないが、 朝食や夕食を家族と食べる頻度、家族との食事の重要性の意識、家族との食事の楽しさ、家族 との食事のテレビの視聴、会話の状況、などがあり、これらから考察すると、女性の方が、男性 よりも、家族との食事を大切にしている、という傾向があった。また「家族との食事の回数」 について「家族と一緒に食事をする回数を増やしたい」に対し、「そう思う」が70%ほどで、前 年度より10%ほど増加した。

④どんな食べ方をしているか

平成23年版では、「食べ方への関心度」と「メタボリックシンドロームの予防や改善のための食事・運動等の実践度」との関連がみられている。食べ方に関心がある人ほど、予防や改善のための実践を半年以上継続している人が多い。一方関心がなかったり、わからないと回答している人ほど「(メタボリックシンドロームの予防や改善のための実践を)現在していないし、しようとも思わない」という回答が多かった。また「時々気をつけているが、継続的ではない」という回答は、食べ方への関心が「どちらかといえば関心がある」「どちらかといえば関心がない」の両方の回答者に多かった。したがって健康的な食生活の実践のためには、食べ方に関心を払う必要があろう。

平成25年版では、「噛み方、味わい方といった食べ方への関心度」が、平成22年調査の70%から、平成24年調査の73%へと、少し上昇した。第2次食育推進基本計画における平成27年度での目標値は80%以上である。

⑤地域社会の状況をどう認識しているか

平成23年版では、まず①「日常の買い物に不便を感じることはない」人は83%ほどあり、大部分の人は買い物に行く手段に困っていない。しかし不便さを感じている人(当てはまらない、という回答者)が10%ほどみられ、買い物弱者の存在の現状を垣間見ることができる。最近ネットスーパーなど宅配が増えているが、それが機能するためにはネット環境やリテラシーが整っていなければならない。

また②「食の安全面で、信頼できるお店や生産者に恵まれた地域だ」に当てはまるが77.4%、 ③「この地域では、例えば主食・主菜・副菜を基本にするなど、栄養バランスのとれた食事が 手に入りやすい」に当てはまるが85.5%で高い。

しかし④「食の栄養面や安全面に対する地域の人々の関心は高い」に当てはまるが40.8%、⑤「この地域では食の文化や伝統、季節性などを大事にしようという雰囲気がある」に当てはまる

が44.2%、さらに、⑥「この地域では、おすそ分けなど、互いに食べ物を気軽に交換し合う関係がある」に当てはまるが40.4%、⑦「この地域では、食に関する必要な情報が得られる」に当てはまるが41.2%、と低い。

このように自分の地域は食材は豊富で手に入れやすいが、地域の人々はそれほど食の栄養や 安全に気を配っておらず、食の文化や伝統・季節性などを大切にしておらず、お裾分けをする 関係ではなく、食に関する情報が得られていない、と思っているという結果である。この傾向 は平成21年12月と1年後の平成22年12月ともに同様である。

やはり現在は食品の流通が発達し、多様な食品が比較的容易に手に入れやすいが、栄養や安全面はもちろん、日本の食文化や伝統を大切にしていく雰囲気が今後はさらに求められるのではないか。さらには情報社会といわれる今日、食に関する必要な情報が得られない、という回答が多いことから、消費者に対する商品の情報公開による信頼の確立はもちろんのこと、従来の食に関する情報以上の情報が消費者から求められている。

平成25年版では、同じ調査項目がないが、地域と食の関係は今後も課題のひとつであろう。

3. 食育推進基本計画の達成状況

平成18年3月に策定された食育推進基本計画(第1次)において定められた目標は、9つある。 また目標にはそれぞれ数値目標が設定されている。第2次の食育推進基本計画(計画期間:平成 23年度~27年度)においては、目標が追加または修正されている。

以下では平成26年度版食育白書を参考にして、各目標の項目と、達成状況(ただし資料は平成22年頃から平成25年までの行政の各種の調査によるものであり、平成25年調査のものとは限らない。)、および平成27年度の目標値(現状値→目標値)を記す。

1)食育に関心を持っている国民の割合	74.6%→90%以上 (現状値→目標値、以下同様)
2)朝食または夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9. 3回→10回以上
3)朝食を欠食する国民の割合	子ども1.5%、20歳代男性・30歳代男性・27.2%→子ども0%、20歳代男性・30歳代男性・30歳代男性15%以下
4) 学校給食における地場産物を使用する割合 学校給食における国産食材を使用する割合	25. 1%→30%以上 77%→80%以上
5)栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合	56.7%→60%以上

6)メタボリックシンドロームの予防や改善のための 適切な食事、運動等を継続的に実施している国民 の割合	40.7%→50%以上
7)よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加	74. 2%→80%以上
8) 食育の推進に関わるボランティアの数	34.6万人→37万人以上
9)農林漁業体験を経験した国民の割合	37%→30%以上
10)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	64.1%→90%以上
11)推進計画を作成・実施している市町村の割合	都道府県100%、市町村71.5%→100%

このように食育に関心がある人は74.5%であり、かなり国民に浸透しており、現在の食育ブーム・食育講座や食育資格の増加を裏付けるものであろう。これは健康ブームとも関連して、メタボリック対策としても注目されるからではないか。ただし平成17年7月の調査でも69.8%あり、ここ数年でそれほど増加していないともいえる。

また朝食を食べない子どもはわずかで少ないが、20~30歳代の若者に朝食欠食が多く、課題はこの年齢層にあるといえる。学校へ通う子どもたちにとって朝食は必要なものであろう。

また学校給食で地場産物を使用する割合は、まだ30%に届いていないので、30%以上が目標となっている。国産食材は80%以上が目標となっている。

またメタボリック症候群は特定検診が行われているため広く知れ渡った。そして、その予防 や改善のための食事・運動等に継続的に取り組んでいる国民の割合は、40%ほどである。

また食育のボランティア数は34万ほどである。また食品の安全性についての知識は64%ほどである。また推進計画は都道府県では100%達成したが、市町村においては70%ほどで、まだ達成していないことがわかる。

この市町村食育推進計画の作成状況は、年々改善している。平成25年度版では、この作成率の推移が示されている。平成19年には、4%ほどだったが、平成21年には25%ほどになり、平成24年には58%ほどになり、平成25年3月(平成24年度末)には65%ほどになっている。ただし「計画作成を行っていない市町村では、法施行前から教育や健康づくり、農業といった特定の分野において活動が行われてきている」としている。これまでの食に関する活動と、新たな食育活動との円滑な接続が今後の課題であろう。

なお、農林漁業体験を経験した国民の割合は、平成25年度の農林水産省の調査で37%であり、 すでに目標値を上回っている。

4. 学校給食法にみる学校における食育の推進

平成20年6月に学校給食法(平成20年6月成立、平成21年施行)が改正された。これも食育推進の流れと整合性を持つように、修正が図られて、食育が学校教育の重要な活動の一つであることが明記されたことになる。第1条の目的にみられるように「学校給食を活用した食に関する指導」や「学校における食育の推進」が明記された。

第1条では「食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め」、「学校給食の普及充実」と「食育の推進を図る」という目的が示されている。

第2条では目標が述べられている。「適切な栄養の摂取による健康の保持増進」、「健全な食生活」、「望ましい食習慣」などのほかに、「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う」など学校生活上の配慮や社会生活上の配慮が述べられる。また、「食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解」・「生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う」・「食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養う」・「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める」・「食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導く」。などの、様々な教育上の配慮が見られる。

このように学校給食は学校教育において重要な教育活動の一つであることがわかる。したがって単なる健康・成長のための栄養補給、というだけでなく、健全な食習慣、豊かな学校生活、社交性や協同の精神、子どもたちや教諭の人間関係の形成、生命の尊重、環境の保全、勤労への態度、日本の伝統食・食文化の理解、食料生産・流通・消費の理解など、が大切な目的となっている。

5. 保育所における食育の取組

林(2012)は保育所保育指針(2008告示)とその解説書が食育基本法の精神を継承していないと 批判した。しかし食育の記述に対する解説書の分析が不十分であった。実は保育指針の解説書 において食育の文字があるのは、検索の結果、56箇所だった。(ちなみに保育指針本文の方は3 箇所だった。) 林(2012)では、そのすべてを検討していなかった。

そこで本論では、その解説書をさらに注意深く分析していきたい。

まず(1)の「①食育の目標」については「保育所における食育は「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うために、毎日の生活と遊びの中で、自らの意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、大人や仲間などの人々と楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものです。」となっている。

また (1) の「②食育の内容」については「保育所における食育に関する指針」が示す食育の 5項目を参考に、保育の内容に食育の視点を盛り込むよう努めることが必要です。食に関する体験がこれらの項目の間で相互に関連を持ちながら総合的に展開することができるように援助します。食育に関連する事項は、第3章(保育の内容)及び第4章(保育の計画及び評価)に深く関わります。特に、保育の養護的側面(生命の保持・情緒の安定)と教育的側面(健康・人間

関係・環境・言葉・表現)の内容に、食育の視点が盛り込まれています。これらの内容を踏ま え、各保育所で計画的に食育に取り組むことが必要です。」となっている。

また「(3) 食育のための環境」においては「(3) 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。」となっており、「保育所では、次の事項に留意して、保育所での人的・物的な環境の計画的な構成が望まれます。〇自然の恵みとしての食材料や、それを育て、調理し、食事を整えてくれた人への感謝の気持ち、命を大切にする気持ちなどを育むこと。また、子どもの活動のバランスに配慮し、食欲を育むことができるようにするとともに、食と命の関わりなどを実感したり、体験したりできる環境を構成する。」となっている。このように食材や調理員への感謝、食と生命との関係を実感・体験したりすることなどを求めているが、日本の伝統的食文化を扱うことを求めてはいない。

また解説書でも「食育の計画」を求めるものとなっている。解説書において、食育の計画の作成の際に参考にするものとして示されたものが、平成19年11月の「保育所における食育の計画づくりガイドライン」である。そこで平成19年11月の「保育所における食育の計画づくりガイドライン」を読んでみた。

そこでは「食育の計画は一貫性のあるものとして「保育計画」「指導計画」にしっかり位置づける」としている。つまり食育は保育において年間を通じて、常に意識しておくべき重要性を持つという位置づけである。しかし一方で「子どもの遊びと生活に沿って柔軟に実践を展開することが大切である。」としている。

またガイド作成のねらいには「本ガイドはこうしたねらいにより、食育の計画づくりのためのポイントを示したものであり、食育の計画の様式などは示していない。あくまでも、それぞれの保育所が創意工夫のもとに、わが園独自の食育の計画づくりをすすめ、子どもが保育所での生活と遊びの中で、自らの意欲を持って食に関わる体験を積み重ねることができることを期待する。」とある。このように、あくまで、このガイドラインは作成のための参考資料にすぎないということもできる。

こうして保育所の食育の計画とその実践は、保育所ごとに大きな差が存在して、伝統的な日本食の提供や行事の実践が減っていくという懸念が残されてしまっている。

もちろん食育の視点を計画に取り入れることを述べており、食育への意義がないわけではない。しかし日本人の食生活が欧米化していく危機的状況への意識がなければ、食育は食べることの教育でよい、ということになってしまう。そして、従来どおりの、単なる健康的な基本的生活習慣としての食習慣、あるいは単なる安全・衛生面の配慮、人間関係づくり、楽しい生活づくり、などの一部になってしまう。これらは、意義があるものであるが、今後の保育に必要な食育としては不十分であろう。

また解説書の方には、「②食事の提供の留意点」として「地域の様々な食文化等に関心を持つことができるよう、食事内容や行事等の内容にも配慮する。」とあり、郷土食や地域の食文化への配慮が見られている。しかしスーパーやコンビニで気軽に出来合いのものが購入できる現在、

伝統的・体験的な行事をしなくても、郷土食・和食・和菓子なども購入して子どもたちに提供 することができる時代である。この解説書の記述では、手作りでなくても可、という解釈がで きてしまう。

また解説書では、平成16年3月の『楽しく食べる子どもに〜保育所における食育に関する指針』を取り上げている。これは食育に関して総合的に書かれているものであり、保育所における食育はこれに基づいて行うべきである。

しかし解説書では「「食育基本法」(平成17年法律第63号)を踏まえ、「保育所における食育に関する指針」(平成16年3月29日雇児発第03290015号)を参考に、保育の内容の一環として食育を位置付けます。そして、施設長の責任のもと、保育士、調理員、栄養士、看護師などの全職員が協力し、各保育所の創意工夫のもとに食育を推進していくことが求められます。」となっており、この指針は参考にするものとなっている。また各保育所の創意工夫のもとに食育を推進していくこととなっている。従って解釈の仕方によっては独自の食育を行うことも可能となってしまっている。

食育に関する他の箇所は、計画の作成に関する記述が多く、省略するが、以上をまとめると、 保育所保育指針の食育推進の記述は、学校給食法のような「我が国や各地域の優れた伝統的な 食文化についての理解」を求めておらず、乳幼児の食生活の現状を踏まえた上での危機意識が 薄いものであるといえる。

しかし、そもそも乳幼児期には、安心安全な食材を使って本物の食事を提供し体験することが必要なのではないか。乳幼児期の食習慣は生涯発達の基礎となり、重要なものである。子どもの心理的な発達にとっても、日本人としてのアイデンティティの発達にとっても、食は重要であろう。今後の乳幼児期の食育において、伝統的な食文化や、手作りの食事提供をより重視していくべきである。今一度、食育基本法制定の精神に立ち返る必要がある。

なお、厚生労働省が平成24年3月に策定した「保育所における食事の提供ガイドライン」の10項目の「チェックリスト」の中にも、伝統的な食文化に親しむ、というような項目がなく、「食育の活動や行事について、配慮がされているか」という項目があるのみである。その項目の説明もしくは下部カテゴリーとして「食の文化が継承できるような活動を行っている。」とはあるが、伝統的な和食を手作りで提供する必要性には触れられていない。

この「ガイドライン」についての説明として、「保育所での「食」の質は、保育の質として重要な位置づけであり、自園調理、外部委託、外部搬入という方法や条件の違いに関係なく担保される必要がある。(改行、途中省略)また、自園調理の振り返りだけではなく、外部委託、外部搬入をしている保育所では関係者と共に、また今後導入を検討している自治体においても「質の高い食事提供・食育の実践」のための検討材料として活用いただきたい。」とある。外部委託、外部搬入という方法を意識して作成されたガイドラインといえる。

もちろん、個々の保育所においては、日本の食文化を意識した保育実践が行われていること も事実である。

平成25年版食育白書を見ると、日本の伝統的な昔ながらの食文化や知恵に触れる東京都葛飾

区のうらら保育所の実践を掲載している。それは、乳幼児期の貴重な五感の体験であり、「幸せの原風景」である。日本の食文化である、おひつ、お茶碗、お箸を使用したり、梅干づくりや味噌仕込みといった日本の自然の中で繰り返されてきた四季の営みを体験することに取組んだ実践である。このような、日本の伝統的な食の保育実践が求められているのではないだろうか。

参考 • 引用文献

- •食育白書 平成23年版 内閣府(編集)平成23年7月
- ·食育白書 平成25年版 内閣府(編集)平成25年7月
- ·食育白書 平成26年版 内閣府(編集)平成26年7月
- ・林 昭志 2008 食育と心理の関連を考える試み 上田女子短期大学児童文化研究所所報第 30号 pp. 77-88.
- ・林 昭志 2009 食育と心理の関連を考える試み (その2) ――親の食に関する知識と子ども の発達―― 上田女子短期大学児童文化研究所所報第31号, pp. 45-55.
- ・林 昭志 2010 食育と心理の関連を考える試み (その3) ――親の食への意識―― 上田女子短期大学児童文化研究所所報第32号, pp. 41-49.
- ・林 昭志 2011 食育と心理の関連を考える試み(その4)――朝食の必要性と子どもの発達―― 上田女子短期大学児童文化研究所所報,第33号, p. 27-36.
- ・林 昭志 2012 食育と心理の関連を考える試み (その5) —保育所保育指針と食育— 上田 女子短期大学児童文化研究所所報,第34号,pp.55-65.
- ・その他、食育に関連する行政の文書、指針、ガイドライン、学校給食法とその関連文書、保 育指針とその関連文書、内閣府・文部科学省などのホームページ等を参照・引用した。